

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第四項の規定に基づき文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法

発令 　　： 令和2年3月31日号外総務省、文部科学省告示第1号

最終改正： 令和6年6月27日総務・文部科学省告示第2号

改正内容： 令和6年6月27日総務・文部科学省告示第2号[令和6年6月27日]

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第四項の規定に基づき文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法

[令和二年三月三十一日号外総務省、文部科学省告示第一号]

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の二第四項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を次のように定める。

- 1 租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第二十六条の二十八の二第四項に規定するその寄附金が学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次に掲げる要件とする。
 - 一 当該寄附金が、学生又は不安定な雇用状態にある研究者（博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得して博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を退学した者のうち国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。以下同じ。）に任期を定めて採用され、研究業務に従事しているもので、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第一項若しくは第百二十条第一項に規定する教授、准教授、助教、助手又は同法第九十二条第二項若しくは第百二十条第二項に規定する講師（大学共同利用機関におけるこれらに準ずるものを含む。）に該当しないものをいう。以下同じ。）に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てることを目的とする基金（以下「研究等支援基金」という。）に受け入れられ、他の経理と区分して整理されていること。
 - 二 当該寄附金の使途が、国立大学法人等が実施する次に掲げる事業であって、学生又は不安定な雇用状態にある研究者を対象とするものに限定されていること。
 - イ 学生又は不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、当該学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
 - ロ 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
 - ハ 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業
- 三 国立大学法人等に設置された研究等支援基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）を含む。以下「研究等支援基金名称等確認書類」という。）並びに研究等支援基金への受入額及び研究等支援基金からの支出額等の明細書であって、監事の監査を受けたもの（当該明細書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「研究等支援基金明細書」という。）について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条の二において準用する場合を含む。）の規定に準じて当該国立大学法人等の主たる事務所に備え置き、閲覧させるとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することとしていること。

四 研究等支援基金名称等確認書類及び研究等支援基金明細書を、その作成した日の属する年度の翌年度の四月一日から五年間、国立大学法人等の主たる事務所の所在地に保存することとしていること。

- 2 令第二十六条の二十八の二第四項に規定するその寄附金が学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣と協議して定める要件は、前項各号に掲げる要件とする。この場合において、同項第三号中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条の二において準用する場合を含む。）」とあるのは、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項」とする。
- 3 令第二十六条の二十八の二第四項に規定する第一項に定める要件を満たすことにつき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める方法は、次のとおりとする。
 - 一 国立大学法人、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構から、これらの法人に寄附をした者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする年（以下「控除予定年」という。）の前年の九月三十日までに、文部科学大臣に対して、研究等支援基金名称等確認書類を提出させ、その内容を確認すること。
 - 二 控除予定年の前々年以前において研究等支援基金に当該寄附金の受入実績がある国立大学法人、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構にあっては、これらの法人から、当該控除予定年の前年の六月三十日までに、文部科学大臣に対して、当該受入実績のある直近の年における研究等支援基金明細書を提出させ、その内容を確認すること。
- 4 令第二十六条の二十八の二第四項に規定する第二項に定める要件を満たすことにつき文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣と協議して定める方法は、次のとおりとする。
 - 一 公立大学法人から、控除予定年の前年の九月三十日までに、文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあっては、当該認可をした都道府県知事。次号において「文部科学大臣等」という。）に対して、研究等支援基金名称等確認書類を提出させ、その内容を確認すること。
 - 二 控除予定年の前々年以前において研究等支援基金に当該寄附金の受入実績がある公立大学法人にあっては、当該公立大学法人から、当該控除予定年の前年の六月三十日までに、文部科学大臣等に対して、当該受入実績のある直近の年における研究等支援基金明細書を提出させ、その内容を確認すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 控除予定年が令和二年である場合における第三項第一号及び第四項第一号の規定の適用については、第三項第一号中「これらの法人に寄附をした者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする年（以下「控除予定年」という。）の前年の」とあり、及び第四項第一号中「控除予定年の前年の」とあるのは、「令和二年」とする。

附 則〔令和六年六月二七日総務・文部科学省告示第二号〕

この告示は、公布の日から施行する。